

保険医療機関及び保険医療担当規則に定める揭示事項

1. 看護に関すること

有床診療所入院基本料1・有床診療所療養病床入院基本料を算定しております。

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。また、療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者数4名に対し1名です。

2. 地方厚生局長への届出事項に関すること

① 入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

② その他の届出事項

基本診療科

- ・有床診療所入院基本料1
- ・有床診療所療養病床入院基本料
- ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ・夜間緊急体制確保加算
- ・医師配置加算1
- ・看護配置加算1
- ・夜間看護配置加算2
- ・看護補助配置加算1
- ・栄養管理実施加算
- ・看取り加算
- ・医師事務作業補助体制加算2(75対1補助体制加算)
- ・医療暗線対策加算2
- ・医療暗線対策地域連携加算2
- ・患者サポート体制充実加算
- ・診療所療養病床療養環境加算
- ・時間外対応加算1
- ・時間外対応加算2
- ・短期滞在手術等基本料1

特掲診療科

- ・糖尿病合併症管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料

- ・ 下肢創傷処置管理料
- ・ 医療機器安全管理料 1
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影（16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT）
- ・ 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）
- ・ 導入期加算 1
- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 透析液水質確保加算
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーションⅢ

3. 明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

4. 保険外負担に関すること

- ・ 病衣貸し出し（1 日につき） 300 円（税込）
- ・ おむつ 80～100 円（税込）
- ・ パット 40～90 円（税込）
- ・ 死亡時浴衣 200 円（税込）
- ・ レースハンカチ 470 円（税込）
- ・ 文書の発行に係る費用、証明書料（別掲）

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

5. 保険外診療に関すること

間歇スキャン式持続血糖測定器(フリースタイルリブレ)の使用の実施（診療報酬の算定方法に掲げる療養の使用を除く）

- ・ リブレセンサー 2 1 個 6380 円